

## 山形県手話言語条例

平成29年3月21日  
山形県条例第22号

3 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。  
(事業者の役割)  
第6条 事業者は、基本理念にのっとり、ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めるものとする。

(手話に係る施策の策定及び推進)  
第7条 県は、県が定める障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条第2項に規定する都道府県障害者計画において、手話の普及及びその他手話を使用しやすい環境の整備に関して必要な施策について定め、これを効果的かつ計画的に推進するものとする。

2 県は、前項に規定する施策について定め、又は変更するに当たっては、ろう者、手話通訳者等その他関係者との協議するものとする。

(手話を学ぶ機会の確保等)

第8条 県は、市町村その他の関係機関、ろう者、手話通訳者等と協力して、県民が手話を学び、ろう者に対する理解を深める機会の確保に努めるものとする。

2 県は、その職員が基本理念に対する理解を深め、手話を学ぶ取組を推進するよう努めるものとする。

(手話を用いた情報発信等)

第9条 県は、ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、情報通信技術の活用に関し、手話を用いた情報の発信に努めるものとする。

2 県は、災害その他非常事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、市町村その他の関係機関と連携して、必要な施策を推進するよう努めるものとする。

(手話通訳者等の養成、確保等)

第10条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、手話通訳者等及びその指導者の養成、確保及び手話に関する技術の向上を図るよう努めるものとする。

2 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者等の派遣その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(学校における手話の普及)

第11条 聴覚障がいのある乳幼児、児童又は生徒(以下「ろう児等」という。)が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得し、又は習得し、手話で学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備し、並びに教職員が手話を習得し、及び手話に関する技術を向上させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 ろう児等が通学する学校の設置者は、基本理念に対する理解を深め、ろう児等及びその保護者に対する手話に関する学習の機会の提供並びにろう教育に関する相談及び支援に努めるものとする。

3 ろう児等が通学する学校の設置者は、前2項に掲げる事項を推進するため、手話に精通した教員(ろう者の教員を含む。)の確保及び教員のろう教育の専門性の向上に関する研修等の機会の確保に努めるものとする。

(事業者への支援)

第12条 県は、事業者がろう者に対しサービスを提供するとき、又はろう者を雇用するときに手話を使用し、及び手話の整備のために行う取組に対して、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(ろう者等による普及啓発)

第13条 ろう者及びろう者の団体は、基本理念及び手話に対する県民の理解を深めるため自主的に普及啓発活動を行うよう努めるものとする。  
(手話に関する調査研究)

第14条 県は、ろう者、手話通訳者等が手話を守り、手話の発展に資するために調査研究の推進及びその成果の普及に協力するよう努めるものとする。  
(財政上の措置)

第15条 県は、手話の普及に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。  
附 則  
この条例は、公布の日から施行する。



手話は、手指の動きや表情などを使って意思や概念を視覚的に表現する言語であり、ろう者の思考や意思疎通の手段として大切に受け継がれ、発展してきたが、その一方で、手話を獲得し、使用することが制約された時代があった。

このようなか、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、手話は言語として国際的に認知されることとなった。我が国においても、平成23年に改正された障害者基本法において、手話が言語に含まれることが明確化されるとともに、平成26年には障害者の権利に関する条約が批准された。

こうして、手話が言語であることが認められるようになり、手話が共に歩んできた道りや、手話はろう者が生活を営むために必要不可欠な言語であることなどの手話に対する県民の理解はますます深まっていると言いがたい状況にある。

このため、手話の普及を推進することにより、手話、ろう者及びろう文化に対する県民の理解を深め、並びに手話という文化的遺産を守り、及び発展させるとともに、誰もが生活の中で手話を獲得し、又は習得し、手話という言語を使用して豊かなコミュニケーションができる社会を実現するため、この条例を制定する。

(目的)  
第1条 この条例は、手話が言語であるとの認識に基づき、手話の普及に関し基本理念を定め、県の責務及び県民等の役割を明らかにするとともに、手話の普及のための施策の総合的かつ計画的な推進に必要な事項を定め、手話の普及に関する施策を推進し、もってろう者(聴覚障がい者であって、手話を使い日常生活を営む者という。以下同じ。)とろう者以外の者が共生することのできる地域社会を実現することを目的とする。

(基本理念)

第2条 手話は、独自の体系を有する言語であって、ろう者が心豊かな社会生活を営むために大切に受け継がれてきた文化的遺産であり、ろう者の言語文化活動を支えるものであることを理解しなければならない。

2 手話の普及は、ろう者の意思疎通を行う権利を尊重し、ろう者とう者以外の者が、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生することを基本として行われなければならない。

(県の責務)

第3条 県は、市町村その他の関係機関と連携して、ろう者が日常生活又は社会生活を営む上での障壁の除去についての必要かつ合理的な配慮のもと、手話の普及及びその他手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策を推進するものとする。

2 県は、ろう者及び手話通訳者等の協力を得て、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に対する県民の理解を深めるために必要な施策を推進するものとする。

(市町村との連携及び協力)

第4条 県は、基本理念に対する県民の理解の促進、手話の普及及びその他手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携し、及び協力するよう努めるものとする。

(県民の役割)

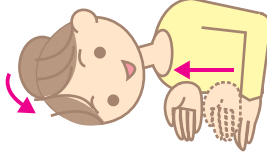
第5条 県民は、基本理念にのっとり、手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する県の施策に協力するよう努めるものとする。

2 ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めるものとする。



## ありがとう

左手甲に小指側を直角にのせた右手を上げながら頭を下げる。



# 山形県手話言語条例

平成29年3月21日施行

手話の普及を推進し、ろう者とう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指して、山形県手話言語条例が制定されました。

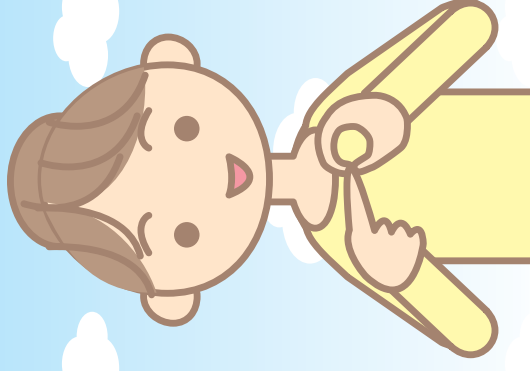
## 手話の「山形」

山形県の名産である「さくらんぼ」の形を表します。

左手の親指と人差し指で作った輪に

右手の人差し指をつけます。

右手の人差し指をつけます。



## 問い合わせ先

【この条例について】

山形県健康福祉部障がい福祉課

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL 023-630-2679

FAX 023-630-2111

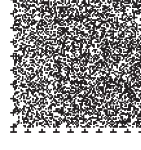
【このリーフレットについて】

山形県議会事務局議事調査課政策調査室

〒990-8570 山形市松波二丁目8-1

TEL 023-630-2725

FAX 023-630-2853



音声コード



～手話の普及を推進し、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現に向けて～

# 山形県手話言語条例

## 県の責務やみなさんの役割

### 県の責務等

(県の責務)

●手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備のために必要な施策を推進します。

(市町村との連携・協力)

●基本理念に対する県民の理解の促進、手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備に当たっては、市町村と連携・協力するよう努めます。

(手話に係る施策の策定及び推進)

●山形県障がい者計画において、手話の普及その他手話を使用しやすい環境の整備に関して必要な施策について定め、これを効果的かつ計画的に推進します。

(手話を学ぶ機会の確保等)

●県民が手話を学び、ろう者に対する理解を深める機会の確保に努めます。

(手話を用いた情報発信等)

●ろう者が県政に関する情報を円滑に取得することができるよう、手話を用いた情報の発信に努めます。

●災害その他非常の事態の場合に、ろう者が手話等により必要な情報を速やかに取得し、円滑に意思疎通を図ることができるよう、必要な施策の推進に努めます。

(手話通訳者等の養成、確保等)

●手話通訳者等及びその指導者の養成、確保及び手話に関する技術の向上を図るよう努めます。

●ろう者が手話による意思疎通を図ることができる環境の整備に資するよう、手話通訳者等の派遣その他必要な措置を講ずるよう努めます。

など

### 県民の役割

- 手話に対する関心と理解を深めるとともに、手話の普及等に関する県の施策に協力するよう努めます。
- ろう者は、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めます。
- 手話通訳者等は、手話に関する技術の向上、基本理念に対する県民の理解の促進及び手話の普及に努めます。

### 事業者の役割

- ろう者に対しサービスを提供するとき又はろう者を雇用するときは、手話の使用に関して配慮するよう努めます。

### 学校における手話の普及

- ろう児等が通学する学校の設置者は、ろう児等が手話を獲得・習得し、手話で学ぶことができるよう、乳幼児期からの手話の教育環境を整備等するよう努めます。

など

手話：手指の動きや表情などを使って意思や概念を視覚的に表現する言語で、ろう者が生活を営むために使用している独自の体系を持つ言語。

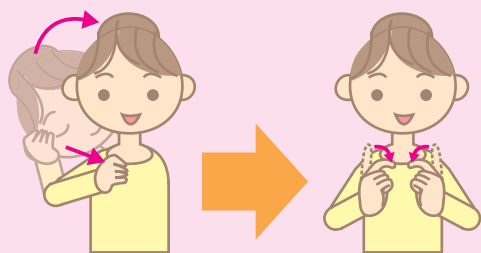
ろう者：聴覚障がい者のうち、手話を使い日常生活を営む者。

ろう児等：聴覚障がいのある乳幼児、児童又は生徒。

※基本理念は、裏面の条例本文第2条を御参照願います。

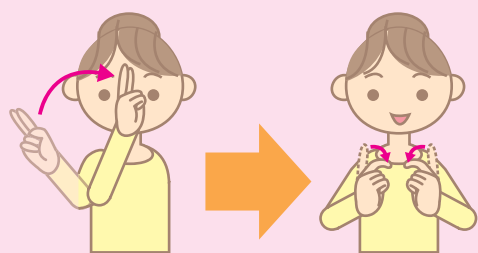
手話を  
知って  
ください

#### おはようございます



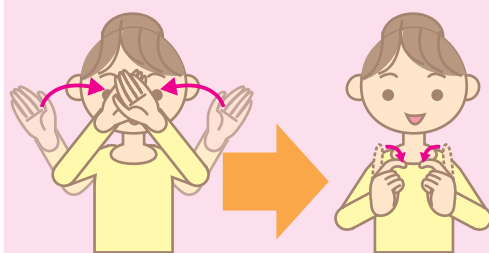
こぶしをこめかみにあててから下ろす。続けて、両手の人差し指を立て向かい合わせ、同時に折り曲げる。

#### こんにちは



人差し指と中指を立て、ひたいにあてる。続けて、両手の人差し指を立て向かい合わせ、同時に折り曲げる。

#### こんばんは



左右の手のひらを顔の前で交差させる。続けて、両手の人差し指を立て向かい合わせ、同時に折り曲げる。

#### さようなら



手のひらを軽く振る。

#### よろしくお願いします



鼻先に置いたこぶしを開きながら、前へ出し、軽く頭を下げる。

